

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他		管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
総務省設置法	総務省の行う行政相談は、総務省設置法第4条第21号の規定に基づき、各行政機関等の業務に関する苦情の申出に応じ、その解決を促進するため必要あつせんを行うものである。なお、苦情の受付及び回答は、口頭又は書面により行っている。	d	-	総務省の行う行政相談は、来訪、電話、手紙、電子メール等多様な方法により受け付けているが、苦情等の内容は個々に異なるものであり、その内容に応じて、法令・制度の詳細な検討、現地確認、事実関係や法令・制度の見直し等について関係機関との意見交換を行った上で必要あつせんを行うものである。その処理には、一定の期間を要するものもあることから、処理が長期間にわたると見込まれる場合には、必要に応じ、相談者に対し、中間回答を行うなどの措置を講じている。 なお、苦情の申出及びその処理は、国民の権利を制限したり義務を課したりする行政庁の行為とは異なるものである。	-	1	20400001	総務省	行政固りごと相談の処理状況等の連絡と文書による通知	5009	50090002	11	佐藤栄司	2	行政固りごと相談の処理状況等の連絡と文書による通知	行政評価事務所に「お手紙でどうぞ」行政固りごと相談により相談案件を送付しているのか、あるいは、相談の対象にならない事項なのかについての連絡と、措置結果については文書で通知する等制度を明確にしたい。	行政評価事務所に「お手紙でどうぞ」行政固りごと相談により相談案件を文書で送付しても、いつまでも全く何も連絡が来ない場合があり、文書を単に提出しただけで相談に至らない場合がある。		
地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条・第158条の2	法令又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除き、公金の徴収・収納事務を私人に取り扱わせてはならない。	d	—	要望に挙げられている収入の性質が判然としにくいものであるが、地方自治法施行令第158条に掲げられている使用料・手数料と整理されるものであれば、現行でも対応可能である。		2	20400002	総務省	歳入の徴収又は収納の委託範囲の拡大	5012	50120001	11	高浜市	1	私人の公金収納事務の委託範囲の拡大	地方自治法施行令第158条により、歳入の徴収又は、収納委託が認められているが、その項目が同条に列挙されたものに限定されている。現在では、指定管理者制度等、公共における民間活力の活用が増大しており、施行令に列挙された項目に準ずるものに対して公金の徴収又は収納委託を可能とする要請が高まっている。活用していくうえで、私人の取扱いを徴収又は収納事務に限られているのが現状であり、その他これらに類する歳入の徴収及び収納について可能とすることによって公共における民間活力の導入が促進するとともに雇用の創出が図られることによる効果が見待たれ、市民サービスの向上に繋がる。 アウトソーシング及び指定管理者制度を徴収又は収納事務に限られているのが現状であり、その他これらに類する歳入の徴収及び収納について可能とすることによって公共における民間活力の導入が促進するとともに雇用の創出が図られることによる効果が見待たれ、市民サービスの向上に繋がる。	現状では、地方自治法施行令第158条の列挙事由に該当しない（講座受講料、幼稚園授業料、公園占用料、入場料等は、市の出納職員が取扱される）を得ず、アウトソーシングによる公共事務の削減・公共事業の円滑化が不十分な状態となっている。アウトソーシングを積極的に推進している本市において、市の事務事業の見直しを図るうえでの障壁となり、事務の削減及び効率化に障壁がある。また、アウトソーシング等により削減される事業にとっても、制限によって公金の取扱いができず、市の職員に任されるのであっては、結局委託された事務事業を遂行するにつき市の職員の配置をせざるを得ない。また、徴収又は収納委託を私人に委託したとしても、市が行う事業であることと公共性が十分にあることができない等である。そのこと等をもちって責任の所在等が不明確になるといえない。さらに、地方自治法施行令第158条列挙事由以外の公金について、私人に徴収又は収納を委託したとしても、委託先の選定が不適切であれば、また委託先の監督が十分になされていない。公金の取扱いに不正、不公正が生じるともいえない。いづれにしても、私人への信用も高まっており、地方自治法施行令第158条列挙事由以外のものについて、列挙事由と同様に私人への徴収又は収納委託する契機は強い一方で、列挙事由とそれ以外のものについて特に差別をして、徴収又は収納の委託を認めるべき判断は生じていないといえる。したがって、講座受講料等の徴収又は徴収に関して、私人への委託が可能となる措置を要望する。		

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他		管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条・第158条の2	法令又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除き、公金の徴収・収納事務を私人に取り扱わせてはならない。	c	.	要望に掲げられている収入の性質が判然としないものであるが、地方自治法施行規則の別記に掲げられている収入であれば、現行でも認められているものもある一方、過料等の公権力の行使に基づく収入もあり、その性質は様々であるため、この収入に係る徴収・収納事務を包括的に私人に委託することを認めることはできない。		3	20100002	総務省	歳入の徴収又は収納の委託範囲の拡大	5073	50730001	11	石狩市	1	歳入の徴収又は収納の委託範囲の拡大	施行令を改正し、歳入の徴収又は収納委託できる項目に、諸収入を追加する。		諸収入を追加することによって、民部活力の活用範囲がより広がるため。	
地方自治法第158条	普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。	c		地方自治法においては、長と議会の二元的代表制という基本構造の中でそれぞれが担うべき事務・権限等を定めているが、長の専決処分は議会の議決を経ることが客観的に困難又は不可能な場合に例外的に認められるものである。 従って、このような事由がない場合において、長の直近下位の内部組織の基本的事項を定める条例について、長の専決処分を認めることが、地方公共団体の内部組織のあり方を規定する条例の制定又は改廃を通じた議会の監視機能を養うに資するものであり、認めることはできない。		4	20400003	総務省	首長の専決処分による首長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務の決定	5023	50230001	11	愛知県津島市	1	首長の専決処分による首長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務の決定	地方自治法第158条の規定により、地方自治体において首長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務の決定については条例の制定（議会の議決）が必要だが、首長の専決によりこれを行い、議会に対しては報告のみで可しようとするもの		日本における地方自治制度は、有権者が直接選挙で首長と議員候補者を選出する二元代表制を採っているが、この制度はともに有権者の権利を受け入れた議員と議員が互いに民意を代表することによる両者の制衡と均衡、権力の分散と支那が置かれている制度であると考えられる。議員は首長と対等の権限として、その権限を有効に行使し、議員団体の基本方針の決定（議決）とその執行の監督を行うのみならず、時には執行部に対する建設的批判（対案提出）能力になるなど、活発な政策競争になることが本来の制度に内在された要諦であると考えられる。 さて、本市ではこの二元代表制における首長の権限を、次の理由により、首長の直近下位の内部組織設置権限のみならず決定権をもった首長の権限の増強として内包しているものと認識しており、当該権限を規定した地方自治法第158条の趣意しを要するものである。 「当該組織が効果的かつ効果的な組織構成がなされたか否かの議会による判断は、組織設置時において差し難いものではなく、ある程度時間を経たずに（行政評価などの評価結果に基づき）把握することが可能であると考えられる。 「地方自治体の組織構成及びその分掌事務については、原則により公選を経て選出された首長がその自治（職務）を担う（担当）に資するものを行うものとして、当該専決権限を行使してはならない」として、当該専決権限を行使してはならないと見做す。また、仮にそうであったとしても、当該専決権限を行使してはならないと見做す。 「（首長の組織構成及び分掌事務の決定に対する）『議会の修正』は、議会の議決した内容から暫くの間は議会の決定に資する」という行政評価（540120）にもあるように議員団体の決定においては、その決定に対する事実上の修正や撤回を求める議決を認めていないものと考えられるが、そのことは事実上、組織構成及び分掌事務の決定が首長に専断的に行われていることを認めているものと考えられる。 「第1次議案に対する総務委員の同意では『行政組織は住民サービスを提供する窓口となるものであり、組織が所掌する事務等について議会に届ける窓口となるものであり、議員団体の決定が必要である。』としているが、のようにより早くに当該専断的組織の組織等を行うことは望ましくなく、また、組織の決定に伴う窓口の変更等による住民の困惑等についても、執行部に十分な周知や住民の意思聴取等すれば足りるものであると考えられる。 なお、パブリックコメントや住民投票などが一時的かつある程度のみならず、一定の期間にわたって実施することによって、『議員団体の	

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他		管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
	公営企業職員及び単純労働職員（以下「企業職員等」という。）については、労働基準法第91条により、就業規則で減給を定める場合、その減給は、1回の額が平均賃金の1日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えてはならない旨規定されている。 一方、一般行政職については、地方公務員法第29条で、職員の懲戒の手続き及び効果は、法律に特別の定めのある場合を除く外、条例で定める旨規定されている。 この条例の準則として、総務省自治行政局公務員部公務員課が示している「職員の懲戒及び効果に関する条例（案）」では、減給は、1日以上6月以下給料及びこれに対する勤務地手当の合計額の10分の1以下の額を減するものとする旨規定されており、弘前市の条例（弘前市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例）においても、基本的にこれを踏まえたものとなっている。 このように、企業職員等と一般行政職員との間で、懲戒に係る減給処分の扱いが異なったものとなっている。	c	c	c 一般行政職員の懲戒については、地方公務員法において、国家公務員における取扱いと同様、行政機関の行使その他の行政事務に従事するものであることから、労働基準法の適用を除外し、より厳格な懲戒処分を課することが可能とされている。 一方、上下水道や病院事業等に従事する企業職員等については、その従事している業務が独立採算原則の下経営されており、民間企業における類似の業務と共通する性格を有していることから、労働基準法の適用関係について、より民間企業の労働者に近いものにする必要がある。したがって、懲戒処分の利用についても、企業職員等は一般行政職員との均等ではなく、民間企業の労働者との均等に配慮すべきものである。 なお、国営林野事業を行う国の経営する企業等に就任する国家公務員（現業職員）に対しては、国家公務員法第74条第2項の規定が適用され、同時に基づく人事院規則12-0が適用されることから、労働基準法第94条の規定が適用されないこととなるが、企業職員等については、地方公務員法第29条第4項の規定が適用されるが、「法律に特別の定めがある場合を除く外」が適用されるもので、この「法律」に労働基準法第94条が該当することから、東京地裁（55422）の判決が企業職員等に対し、そのまま適用されるものではない。 よって、従事する職務の性格の異なる企業職員等を一般行政職員と同一の量定及び効果とする必要性は認められず、全国規模での対応は不可能である。		5	20400004	総務省	懲戒減給処分の公平化	5026	50260001	11	青森県弘前市	1	懲戒減給処分の公平化	地方公共団体の職員のうち企業職員・単純労働職員の懲戒減給処分について、労働基準法91条の適用があるものとして取り扱われている運用（規制）を緩和し、一般行政職員との均等を著しく失う場合は労働基準法91条の適用がないあるいは労働基準法91条に優先して地方公務員法第29条が適用されるものとして運用することも許容してほしい。	地方公共団体の職員のうち企業職員・単純労働職員の懲戒減給処分の効果額が最大3.6倍余となる不均等が生じる。懲戒処分は公務員制度と密接不可分のものとして、公務員として欠くことのできない規制であるから、民間企業の勤労者と同様の取扱いをすべきものではないと考えられる。国家公務員の企業職員及び現業職員は、地方公務員の企業職員及び現業職員と同様の法形式で形式的に労働基準法91条に優先して行える。国家公務員について労働基準法91条の規定の適用がないことを是認した東京地裁判決がある。	一般行政職員、企業職員、単純労働職員という区分により懲戒減給処分の効果額が最大3.6倍余となる不均等が生じる。懲戒処分は公務員制度と密接不可分のものとして、公務員として欠くことのできない規制であるから、民間企業の勤労者と同様の取扱いをすべきものではないと考えられる。国家公務員の企業職員及び現業職員は、地方公務員の企業職員及び現業職員と同様の法形式で形式的に労働基準法91条に優先して行える。国家公務員について労働基準法91条の規定の適用がないことを是認した東京地裁判決がある。	○関係法令抜粋 ○富岡森林署減給事件 東京地裁判決 ○労務管理要覧 ○行政事例 ○仙台市行政機構図 ○地方公営企業資料 ○地方公務員法資料 ○企業職員数資料
消防法第10条第4項 危険物の規制に関する政令	危険物の貯蔵・取扱形態に応じ、危険物の規制に関する政令において、位置、構造、設備の技術上の基準が定められている。	c	c	c 給油取扱所については、延焼防止等の火災予防上の観点から地盤面上に設置することを前提としており、建築物の上に設置することは適当でない。なお、1日あたりの取扱いが指定数量未満である場合については、施設の所在する市町村の火災予防条例により規制されている。		6	20400005	総務省	屋上非公共用ヘリポートにおけるドクターヘリへの給油行為の容認	5027	50270001	11	慶知医科大学高度救命救急センター、中日本航空株式会社	1	屋上非公共用ヘリポートにおけるドクターヘリへの給油行為の容認	先の全国規模での規制改革要望で同問題を申請した。規制改革要望管理番号：5139での回答は「給油取扱所については延焼防止等の火災予防上の観点から地盤面上に設置することを前提としており、建築物の上に設置することは適当ではない。」となっている。何らかの条件をつけて認可できないものか検討をお願いしたい。海外では実行されていることでもあり、又救命率の向上の上からぜひ認可されたい。	全国的にドクターヘリは欧米の先進国に比較しても何ら遜色ない実績をあげている。わが国のドクターヘリを受け入れられる病院は全て救命救急センターであり、それなりの都市部又は近郊の大病院である。慶知医科大学高度救命救急センターでも土地の有効利用とドクターヘリから病棟までの患者搬送時間の短縮のために屋上にヘリポートを計画している。ところが給油のためだけに構内にもう一箇所のヘリポートを設けることは不合理である。何らかの条件付で容認されたい。	以下のような条件では認可できないか？ 1.ヘリパッド面と病室のあるフロアーの間に2階程度の病室でないフロアーを設け延焼防止を図る 2.指定数量以下の給油しか認めない 3.貯蔵、ポンプ等は地上に設け配管により屋上に油送しその先にホースをつけて給油する。	

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他		管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
地方税法第317条の6 同法第321条の4 同法施行規則第10条 同法施行規則第2条	個人住民税の課税資料となる給与支払報告書等は市町村長に提出することとされており、特別徴収税額通知書は市町村長の名前で通知することとされている。	市町村民税特別徴収の手続きの窓口一元化	電子データでの情報交換を可能とすべきとの要望については、納税者の負担軽減、税務行政の効率化等の観点から、地方税電子化推進協議会（全国知事会、全国市長会、全国町村会等から参加）における検討等を踏まえ、総務省において、電子申告システム及び給付手続きの電子化、納税証明書の電子化等、納税者の利便性を高めるための関連システムの標準的なモデルシステム仕様を地方公共団体に提示したところ。 現在、各都道府県及び政令指定都市を中心として平成15年8月に設立された「地方税電子化協議会」において、上記の標準的なモデルシステムの内容を踏まえつつ、検討が行われているところであり、この中で、地方税の電子申告等における窓口の一元化（ポータルシステム）や市町村民税特別徴収の手続きの電子データでのやり取り等についても、これを可能とすべき検討が行われているところである。総務省としては、今後とも、各地方公共団体における地方税の申告手続等の電子化に係る取組みを支援してまいり所存。 なお、法制度上は、市町村民税特別徴収の手続きについて電子データでの情報交換を実施することについては、既に可能とされているところ。 特別徴収税額通知書の様式も全国的に統一すべきとの要望について 総務省としても、特別徴収税額通知書の様式については、納税手続きの簡素合理化等の観点から、全国的に統一すべきものと考え、現行の様式の制定時に地方公共団体に対し通知（「個人住民税の特別徴収税額通知書等の様式の取扱いについて」（平成5年12月28日自治市第78号各都道府県総務部長受自治省税務		7	20400006	総務省	市町村民税特別徴収の手続き簡素化	5028	50280014	11	社団法人 関西経済連合会	14	市町村民税特別徴収の手続き簡素化	手続きの窓口一元化、デジタルデータでの情報交換（当該窓口に全国のデータを提出し、決定通知も当該窓口よりデータで戻される等）を可能とする。 一部市区町村は磁気テープ等でのデータ交換が可能だが、全国の自治体での一律対応がなされていないため、企業にとってはメリットが乏しい。併せて、各市町村の作成する「税額決定通知書」の様式統一を図ることを望む。	特別徴収義務者（各企業）と市区町村とは、現在紙ベースでの収入・税額のデータ相互交換を行っている。各企業は、紙ベースの「給与支払報告書」を作成・郵送し、各市区町村からの「税額決定通知書」を個別に登録（パンチ等）する作業を行っており、企業は多額の費用と手間を負担している。			
該当なし	船舶に係る固定資産税は、当該船舶の停泊の状況等一定の条件によって、各港湾の所在する市町村に配分（さらに、港湾が2以上の市町村に渡る場合は、停泊の状況や港湾費の額等で配分）され、配分を受けた市町村が課税徴収している。 なお、既に、各種船舶について固定資産税の課税標準の特例措置が設けられている。	f		半に税の減免や特例措置を求めるものである。		8	20400007	総務省	港湾関係諸税ならびに諸料金の適正化	5031	50310001	11	社団法人日本船主協会	11	港湾関係諸税ならびに諸料金の適正化	港湾関係諸税（とん税、特別とん税、船舶固定資産税）並びに諸料金（入港料、公共岸壁使用料等）の徴収の目的ならびに考え方を明確にした上で、諸外国と同等となるよう制度を適正化すること。	港湾関係諸税のうち、特に、とん税は諸外国と同様に国税であるにもかかわらず制度は大きく異なる。即ち、諸外国ではとん税の徴収目的が港湾の維持・改修費用など使途が明確化されているが、わが国においては、一般財源に繰り入れられ、目的も使途も不透明であること。また、わが国において、例えば神戸港・名古屋港・東京港の3港に外航船が入港する場合、それら3港全てでとん税が都度徴収されるが、米国などにおいては、とん税の徴収は最初に寄港した港のみで、次港以降は徴収されていないなど、わが国のとん税は国税的な性格ではなく、手数料的な色彩が強いこと、など。		

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他		管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
電波法第38条の33 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条第2項、第39条	無線設備の製造業者又は輸入業者は、特定無線設備のうち他の無線局に混信等の妨害を与えるおそれが少ないもの（特別特定無線設備）について、その工事設計が電波法第3章で定める技術基準に適合していることを、自ら確認することができる。 技術基準適合自己確認が行われ、製造業者等により表示が付された特別特定無線設備は、登録証明機関による証明又は認証を受けた特定無線設備と同様に、免許不要、簡易な免許手続、包括免許等の適用が可能となる。 特別特定無線設備の対象機器については電波監理審議会の審議・答申、パブリックコメントを経て決定される。	b		消費者が安心して無線設備を利用できる良好な電波利用環境を維持することが極めて重要であり、消費者保護の観点から、技術基準適合自己確認の対象となる特別特定無線設備は、無線設備の技術基準、使用の態様、市場における技術基準不適合機器の発生状況、登録証明機関が行う審査に持ち込まれた無線設備の技術基準への適合状況等を勘案し、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信等の妨害を与えるおそれが少ないものを対象としているところである。 また、米国においては、自己確認できる対象機器は数種類に限定されており、欧州においても第三者機関の一定の間を必要とする自己適合宣言制度としている等、欧米においても慎重に制度を運用している。 対象範囲については、本年1月26日から技術基準自己確認制度が施行されたところであり、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月閣議決定）を踏まえ、今年度以降、当該制度の法令遵守の状況、市場における技術基準不適合機器の発生状況、登録証明機関が行う審査に持ち込まれた無線設備の技術基準への適合状況等の結果も勘案し、検討を行っている。		9	20400008	総務省	特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大	5032	50320014	11	（社）電子情報技術産業協会	14	特別特定無線設備の範囲拡大について	特別特定無線設備の範囲を拡大し現在市場に多く流通しているもので自己適合性確認制度を適用しても問題のない無線設備を特別特定無線設備とすべきである。特に無線LANについては市場での普及がすすみつつあり特別特定無線設備とすることは、今後の普及に効果が高い。 【規制の現状】 通信機器の認証において現在、有線通信端末及び一部の無線端末（特別特定無線設備）については自己確認制度が適応されている。特別特定無線設備の範囲は、ごく限られた無線設備となっていた。	【予想効果】 無線機器の市場への投入のための試験期間、認証期間の短縮。また、これに伴う製品コストの削減が期待される。また、インターネットへの多彩なアクセス手段はロード/バンド社会をより活性化することが期待できる。	インターネットへのアクセス手段としての無線アクセス（無線LAN等）は市場での普及が進みつつある。特別特定無線設備とすることにより迅速に市場への投入を進めると共にコスト低減への効果が期待できる。	
電波法第38条の33 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条第2項、第39条	無線設備の製造業者又は輸入業者は、特定無線設備のうち他の無線局に混信等の妨害を与えるおそれが少ないもの（特別特定無線設備）について、その工事設計が電波法第3章で定める技術基準に適合していることを、自ら確認することができる。 技術基準適合自己確認が行われ、製造業者等により表示が付された特別特定無線設備は、登録証明機関による証明又は認証を受けた特定無線設備と同様に、免許不要、簡易な免許手続、包括免許等の適用が可能となる。 特別特定無線設備の対象機器については電波監理審議会の審議・答申、パブリックコメントを経て決定される。	b		消費者が安心して無線設備を利用できる良好な電波利用環境を維持することが極めて重要であり、消費者保護の観点から、技術基準適合自己確認の対象となる特別特定無線設備は、無線設備の技術基準、使用の態様、市場における技術基準不適合機器の発生状況、登録証明機関が行う審査に持ち込まれた無線設備の技術基準への適合状況等を勘案し、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信等の妨害を与えるおそれが少ないものを対象としているところである。 また、米国においては、自己確認できる対象機器は数種類に限定されており、欧州においても第三者機関の一定の間を必要とする自己適合宣言制度としている等、欧米においても慎重に制度を運用している。 対象範囲については、本年1月26日から技術基準自己確認制度が施行されたところであり、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月閣議決定）を踏まえ、今年度以降、当該制度の法令遵守の状況、市場における技術基準不適合機器の発生状況、登録証明機関が行う審査に持ち込まれた無線設備の技術基準への適合状況等の結果も勘案し、検討を行っている。		10	20400008	総務省	特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大	5078	50780026	11	(社)日本経済団体連合会	26	特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大	特定無線設備全てを自己確認制度の対象とすべきである。 仮に自己確認制度の対象から除外する特定無線設備がある場合は、その理由を客観的なデータを基に示すとともに、公正・透明な手続を経て決定すべきである。	技術の進歩や市場ニーズの変化に対応するとともに、国際競争力を維持・強化するためには、製造業者等は、製品を適やかに、かつ低コストで市場に投入する必要がある。そのためには、自己確認可能な無線設備の範囲をできる限り拡大する必要がある。現在、自己確認制度は携帯電話とコードレス電話しか認められていない。今後、それ以外の全ての機種に自己確認制度の適用範囲を拡大すべきである。仮に自己確認制度の適用が認められない場合は、理由を明確に説明すべきである。総務省は、本年1月から技術基準適合自己確認制度が施行されたばかりで、慎重に見守るとしているが、早期の実現を求める。		

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他		管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
電波法第100条、 電波法施行規則第44条及び第46条、 無線設備規則第59条及び第60条、 平成16年総務省告示第87号	2～30MHzの周波数帯を使用する電力線搬送通信設備は、その漏えい電波が既存の航空・船舶の重要通信や短波放送の受信等に影響を与える可能性があることから、漏えい電波の低減技術を検証するための実験を行うものについて認められている。	b		平成16年1月の関係法令の改正により、2～30MHzの周波数帯を使用する電力線搬送通信設備について、漏えい電波の低減技術を検証するための実験が認められた。この実験の結果が得られた後、結果の公開、幅広い関係者が参加する検討などを通じて、漏えい電波を大幅に低減するための技術の検証などを行い、電力線搬送通信設備の使用周波数帯の拡大に伴う実用上の問題がないことが確認された段階で技術的条件の策定など活用方策の検討を行う。		11	20400009	総務省	2～30MHzの短波帯を利用する高速電力線搬送通信の商用化に向けた、関係法令の早期改正について	5032	50320015	11	（社）電子情報技術産業協会	15	2～30MHzの短波帯を利用する高速電力線搬送通信の商用化に向けた、関係法令の早期改正について	現在、下記短波帯において漏洩電界低減の技術開発を目的に実証実験を行うことが可能になっているが、商用化可能な漏洩電界の基準値の早期明確化及び、これに基づき型式技術基準等、上記関係法令を速やかに改正していただきたい。（住宅内利用を優先し、早期に商用化可能にする措置を希望します。） 【規制の現状】 現在、高速電力線搬送通信は、漏洩電界低減のための実験用設備のみ、個別申請により短波帯（2～30MHz）が利用できる状況にあるが、現行規制では、商用化できない。 【予想効果】 家庭内の高速ネットワークが既設の電力線で行えるため、ブロードバンド環境が構築しやすくなる。特に、高速インターネット、AV伝送等の対応機器及びこれらの付随サービスのビジネス創出が期待できる。（無線固有の課題である住宅内の構造物の影響を受けずに高速ネットワークが構築できるので、無線システムと同規模以上の市場が期待できる。）	・短波帯を利用する高速電力線通信は、欧米では、既に商用化が進んでおり、又、韓国においても本年、規制緩和が実施される。加えて、伝送速度も当初は10Mbps程度であったものが、最近では100Mbpsを超えるものも実現されている。 ・一方、我が国のe-Japan2004計画（案）においても「世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成」の中で「家庭内の電力線の高速通信への活用」が謳われているが、商用化への目標時期も明確でなく、諸外国に対して遅れている状況である。		
電波法第100条、 電波法施行規則第44条及び第46条、 無線設備規則第59条及び第60条、 平成16年総務省告示第87号	2～30MHzの周波数帯を使用する電力線搬送通信設備は、その漏えい電波が既存の航空・船舶の重要通信や短波放送の受信等に影響を与える可能性があることから、漏えい電波の低減技術を検証するための実験を行うものについて認められている。	b		平成16年1月の関係法令の改正により、2～30MHzの周波数帯を使用する電力線搬送通信設備について、漏えい電波の低減技術を検証するための実験が認められた。この実験の結果が得られた後、結果の公開、幅広い関係者が参加する検討などを通じて、漏えい電波を大幅に低減するための技術の検証などを行い、電力線搬送通信設備の使用周波数帯の拡大に伴う実用上の問題がないことが確認された段階で技術的条件の策定など活用方策の検討を行う。		12	20400009	総務省	2～30MHzの短波帯を利用する高速電力線搬送通信の商用化に向けた、関係法令の早期改正について	5081	50810003	11	松下電器産業（株）	3	2～30MHzの短波帯を利用する高速電力線搬送通信の商用化に向けた、関係法令の早期改正について	現在、2～30MHzの短波帯において漏洩電界低減の技術開発を目的に、実証実験を行うことが可能になっているが、商用化可能な漏洩電界の基準値の早期明確化及び、これに基づき上記関係法令を速やかに改正を要望。住宅内利用を優先し、早期に商用化可能にする措置を行うべきである	・e-Japan2計画(案)においても「世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成」の中で「家庭内の電力線の高速通信への活用」が謳われており、その趣旨に合致している。 ・高速電力線搬送通信の商用化は、大きな需要が見込まれ、その経済効果は大きい。 ・欧米では、既に商用化が進んでおり、又、韓国においても本年、規制緩和が実施される。加えて、伝送速度も当初は10Mbps程度であったものが、最近では100Mbpsを超えるものも実現されている。		

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他		管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
電波法第四条第一号 電波法施行規則第六条	微弱無線局については、発射する電波が著しく微弱な無線局として、無線局免許が不要となっている。	b		UMBについては、平成14年9月より情報通信審議会においてUWB無線システムの技術的条件について審議を行っている。本年3月これまでの審議状況についてとりまとめた中間報告の中でも、放射電力密度をFCCと同等のレベルでは、携帯電話、放送（FRU）、電波天文、地球探査などのシステムに対して干渉を与える可能性があり、引き続き検討していくことが必要であるとされている。 また、他の無線設備との共用検討等を行っているITUにおいても議論が出ていない現時点では、UWB無線システムの導入について、引き続き慎重な検討が必要と考える。	-	13	20400010	総務省	ウルトラワイドバンド(UWB)に対応した周波数利用(3.1GHz～10.6GHz)の規制緩和について	5032	50320016	11	(社)電子情報技術産業協会	16	ウルトラワイドバンド(UMB)に対応した周波数利用(3.1GHz～10.6GHz)の規制緩和について	3.1GHz～10.6GHz帯の放射電力密度をFCCと同等の-41.3dBm/MHzまで引き上げるように規制緩和を求めます。 【規制の現状】 現在、上記周波数帯でUMB(500MHz以上または比帯域20%以上)を利用するには微弱電波として扱わなければならない。 【予想効果】 UMBはパーソナルコンピュータの周辺機器接続インターフェース(USB)や、AV機器接続インターフェース(Ether394)などを無線化することができ、かなりの情報伝達に搭載される可能性が大きく、国内規格も国際規格とあわせることでグローバル規模で商品を製造、販売することができると、日本企業の国際競争力を強めることができる。	3.1GHz～10.6GHzの周波数帯におけるUMBは米国FCCにおいて2002年2月にUMB用途に開放され、これに対応した無線規格がIEEE802無線委員会で議論されており、2005年末～2006年はじめには商品化される動きである。欧州や韓国も規制緩和の議論が進んでおり、国際競争力を保つためには早期の規制緩和が必要である。		
なし	自動車保有関係の手続きに関しては、各地方公共団体の判断で法に則った制度の運用を行っている。	e	-	自動車保有関係の手続きのワンストップ化について要望なさっている根拠法令に関しては、国土交通省が所管しており、総務省としてお答えする立場にはない。		15	20400011	総務省	自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象拡大	5034	50340022	11	(社)日本損害保険協会	22	自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象拡大	現在、政府の「規制改革・民間開放推進3か年計画」に基づき平成17中のシステム稼働に向けて、自動車保有関係手続のワンストップサービスの推進に係る検討および試験運用が進められているが、下記についても実現をしていただきたい。 現在、地方自治体への届出制となっている原付などの車両についてもワンストップサービスの対象に加える等、窓口、システムを一本化していただきたい。 「規制改革・民間開放推進3か年計画」分野別推進事項1「IT関係」bにおいて、自賠責の解約時における当該車両の状況（滅失・解体など）確認についても、保険会社がネットワーク上で確認出来ることとした上で、当該確認をもって必要書類（登録事項等証明書や抹消登録証明書）の取付に代えることを可能とするよう要望する。 ・ワンストップサービスによるユーザーのメリットを原付車両にも拡大。 ・自賠責解約時に当該車両の状況（滅失・解体など）は陸運局の管理情報をネットワークで参照することで受付不要とする。 平成17年中のシステム稼働を目指してワンストップサービス化が実用化される予定だが、軽自動車の登録管理に加え、原付車両についても接続のインターフェースを統一化する等によりユーザー（申請者）負担の軽減を目指すべきである。 また、年間の自賠責解約手続きは各保険会社とも膨大な件数となっているが、本要望の実現により契約者・保険会社双方の負担が大幅に軽減される。			

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他		管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
民令第466条	中小企業庁からの依頼により、契約書上に、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令第1条の2に規程する金融機関に対して売掛債権を譲渡することを明記している。また、地方公共団体からの支払に係る債権を有する者が当該債権を譲渡することを禁じた地方自治法上の規定はなく、各地方公共団体の取組に委ねられているものである。なお、経済産業省又は国土交通省が推進している債権譲渡禁止特約の解除については、総務省としても各地方公共団体において適切な対応を求めべく通知を发出している。	d				16	20400012	総務省	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	5039	50390022	11	社団法人 リース事業協会	22	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	経済産業省などの一部の機関においては、債権譲渡禁止特約の解除が行われているが、すべての国の機関及び地方自治体においても速やかに債権譲渡禁止特約を解除すること。	企業の資金調達の円滑化が図られる。	債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。	
該当なし	地域開発を目的とする法令に基づいて製造の事業等の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、条例で定めるところにより課税免除等を行っているが、この制度の適用にあたっては、資産の所有者がその事業の用に供した場合に限られている。	f		半に税の減免や特別措置を求めるものである。		17	20400013	総務省	固定資産税に係る各種減免措置のリース資産への適用	5039	50390026	11	社団法人 リース事業協会	26	固定資産税に係る各種減免措置のリース資産への適用	工場誘致等を目的とする固定資産税減免措置について、取得した場合のみ適用が受けられるが、リース会社が取得し、ユーザーにリースする場合も当該減免措置の適用が受けられるようにすること。	取得とリースの競争条件が同一となる。	リースの場合、ユーザーは設備を長期間使用するため、投資促進効果は取得と同等である。	

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他		管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
地方自治法第234条の3	普通地方公共団体は、債務負担行為によることなく、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約を締結することができる。	b		構造改革特区の第3次提案等に対する当省の回答の中で、「現在、長期継続契約の対象としているのは電気等の供給や電気通信役務の提供を受ける契約等であるが、OA機器のリース契約についても長期継続契約の対象とするよう措置する」と表明しており、その具体的な対象範囲において、現在検討を進めているところ。		18	20400014	総務省	国・地方自治体等のリース契約の取扱いについて	5039	50390027	11	社団法人 リース事業協会	27	国・地方自治体等のリース契約の取扱いについて	国については、リース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること。また、国庫債務負担行為による複数年度にわたる賃貸借契約の運用結果等を示すこと、地方自治体については、長期継続契約の対象としてOA機器のリース契約のほか、自動車、医療機器などのリース契約も含めること。		現在、各省庁がOA機器や車両を導入するに際しては、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱わずに、半年度リース契約を更新している。この半年度リース契約は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、現行制度が実質的にリース会社のリスク負担を強いている。OA機器以外では、自動車、医療機器など地方自治体向けのリース取引の実績がある。	
地方税法第73条の2、第73条の4第1項	土地又は家屋の所有権が移転する場合又はこれらの権利を原始取得した場合に不動産の取得があったものとして、当該不動産の所在する道府県において、当該不動産の取得者に不動産取得税を課することとしている。	f		単に税の減免や特別措置を求めるものである。		19	20400015	総務省	不動産取得税の取扱いについて	5039	50390029	11	社団法人 リース事業協会	29	不動産取得税の取扱いについて	モデルハウスとしてリースすることを目的としてリース会社が住宅を購入する場合にも不動産取得税が課税されるが、一時的な取得であり課税を免除すべきである。		モデルハウスは解体することが確定しており、そのような物件への課税は取引実態等に即していないこと。また、リースバック取引の場合は、一つの物件に二度課税されることとなる。また、地方自治体によって取扱いの解釈が異なる。	

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他		管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
地方税法 第145条第1項 第 146条 第343条 第348条	自動車税又は固定資産税は、課税 客体である自動車又は固定資産の所 有者に課することとされており、地方 自治体が公用車として使用する場合 であっても、その所有者たるリース会 社が納税義務者となり課税される。 地方自治体が公用に使用する場合 であっても、地方公共団体が有料で 借り受けている場合は、当該資産の 所有者に固定資産税が課せられる。	f		半に税の減免や特別措置を求めるも のである。		20	20400016	総務省	地方自治体とのリース契約における 固定資産税・自動車税の取扱いにつ いて	5039	50390030	11	社団法人 リース事業協会	30	地方自治体とのリース契約における 固定資産税・自動車税の取扱いにつ いて	地方自治体とのリース契約において、国 定資産税・自動車税を免除すること。	地方自治体向けのリース取引が円滑に 行われる。	地方自治体が取得した場合は、固定資産 税・自動車税が免除されるため、リース が競争条件上、不利となる。また、所有者 が異なるものの使用実態は取得と同等で あること。	
外国為替及び外国 貿易法第26条第1 項（外国投資家の 定義）、第29条（事 前届出）、第55条の 5（事後報告）	「外国投資家」の定義のうち、「非居住 者である個人」または「外国法令に基 づいて設立された法人その他の団体 又は、外国に主たる事務所を有する法 人その他の団体」により直接または間 接に保有される議決権の合計が50％ 以上を占める会社については「外国 投資家」と規定され、対内直接投資等 の事前届出、又は事後報告が義務づ けられている。	C	-	（理由） 財務省回答と同旨	-	21	20400017	総務省	外為法に基づく「外国投資家」規制の 適用除外	5039	50390032	11	社団法人 リース事業協会	32	外為法に基づく「外国投資家」規制の 適用除外	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者 である個人」または「外国法令に基 づいて設立された法人その他の団体ま たは外国に主たる事務所を有する法人 その他の団体」により直接または間接に 保有される議決権の合計が50％以上を 占める法人に限り、株式公開企業で極 めて多数の外国機関投資家が株式市場 で株式を取得したことによって、その 保有比率合計が50％以上となってい たような場合には、実質的に外国人が 事業を支配している場合に当たらない もので、何らかの適用除外を検討いた だきたい。例えば、上場会社の場合、株 主1名の議決権比率が20％未満である 場合などは、当該法の規制の趣旨の範 囲外であり、適用除外とする措置等を 検討いただきたい。	適正かつ自由な経済活動の実施	本来この規制は、外国人による日本企 業への経営支配を管理するのが目的で ある。その法の趣旨に鑑みれば、実質 的に外国人が支配している場合に当た らないケースでこの規制を適用する必 要性はないものと考えられる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他		管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
外国為替及び外国貿易法第26条第1項（外国投資家の定義）、第2条（事前届出）、第55条の5（事後報告）	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国投資家」と規定され、対内直接投資等の事前届出、又は事後報告が義務づけられている。	C	-	（理由） 財務省回答と同旨	-	22	20400017	総務省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	5040	50400027	11	オリックス	27	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に關し、株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合には、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、株主名の議決権比率が20%未満である場合などは、当該法の規制の趣旨の範囲外であり、適用除外とする措置等を検討いただきたい。	適正かつ自由な経済活動の実施	株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となったような場合に、外国為替及び外国貿易法第27条の事前届出および第55条の5の事後報告を義務付けるのは過剰ではないかと思われる。	
地方税法第151条の2、第152条、第699条の11等	現在、自動車保有に関する手続は、警察署、税務所、運輸支局の各行政機関に出向き申請手続を行う必要がある。 e-Japan重点計画XXIIにおいて、国民負担の軽減及び行政事務の効率化を図るため、ワンストップサービスのシステム実現が位置付けられている。	A	-	自動車保有に関する手続（検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等）のワンストップサービスによる電子化については、平成17年2月にシステム稼働を目指すこととしている。このワンストップサービス化によって複数の行政機関に出向くことなく、各行政機関への手続が一括して行えることとなり記入事項の一本化等、申請手続の合理化が図られることとなります。その際、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いの機能を持たせるとともに、申請画面も初心者用に加えて、熟練者用も用意することとしています。また、代行申請や申請自体もまとめて行えるように大量に自動車保有する方にも配慮した仕組みを設ける方向で検討しているところ。 なお、軽自動車については、登録率のワンストップサービス化の進展状況やその運用の安定状況を見ながら関係機関と調整を行うこととしている。		23	20400018	総務省	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	5039	50390034	11	社団法人 リース事業協会	34	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続（検査・登録-国、申請証明・納税-地方、自賠責保険確認-国）等の電子化は、規制改革推進3か年計画において、平成17年を目標に稼働開始（平成15年自達に一部地方公共団体で試験運用）となっているが、これを実現するため、添付資料記載の事項を含め早急に検討・具体化していくこと。なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たっての検討等を行うこと。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界（自動車リース業界も含む）に多大な負担を強いっている。また、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化（書式の全国統一化）を図る必要があると考えられる。電子化の検討に際しては、利用者の意見を充分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないよう配慮する必要がある。	

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他		管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
地方税法 第151条の2、第152条、第699条の11等	現在、自動車保有に関する手続は、警察署、税事務所、運輸支局の各行政機関に出向き申請手続等を行う必要がある。 e-Japan重点計画2022において、国民負担の軽減及び行政事務の効率化を図るため、ワンストップサービスのシステム実現が位置付けられている。	a		自動車保有に関する手続（検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等）のワンストップサービスによる電子化については、平成17年2月にシステム稼働を目指すこととしている。このワンストップサービス化によって複数の行政機関に出向くことなく、各行政機関への手続が一括して行えることとなり記入事項の一本化等、申請手続の合理化が図られることとなります。その際、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いの機能を持たせるとともに、申請画面も初心者用に加えて、熟練者用も用意することとしております。また、代行申請や申請自体もまとめて行えるように大量に自動車保有する方にも配慮した仕組みを設ける方向で検討しているところ。 なお、軽自動車については、登録車のワンストップサービス化の進展状況やその運用の安定状況を見ながら関係機関と調整を行うこととしている。		24	20400018	総務省	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	5040	50400032	11	オリックス	32	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続（検査・登録-国、車庫証明・納税-地方、自賠責保険確認-国）等の電子化は、規制改革推進3ヵ年計画において、平成17年を目標に稼働開始（平成15年目途に一部地方公共団体で試験運用）となっているが、これを実現するため、添付資料記載の事項を含め早急に検討・具体化していくこと。なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たっての検討等を行うこと。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界（自動車リース業界も含む）に多大な負担を強めている。また、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化（書式の全国統一化）を図る必要があると考えられる。電子化の検討に際しては、利用者の意見を充分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないよう配慮する必要がある。	
地方税法第362条、第364条、第383条	固定資産税の納税義務者は、交付された納税通知書、課税明細書に基づき、各事業所等が所在する市町村が定めた納付書（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により納付しなければならない。	d	-	地方税法は、固定資産税の納付手続を書面によるものに限定しておらず、これを電子化することは、現行法制度上既に可能である。 なお、納税通知書の交付、納付書を含む地方税関係手続の電子化については、現在地方税電子化協議会において、全国共通のポータルシステムの検討、整備が進められているところである。		25	20400019	総務省	固定資産税納付の電子化について	5039	50390047	11	社団法人 リース事業協会	47	固定資産税納付の電子化について	固定資産税納付の電子化をさらに推進すること	納付事務のシステム化業務が実現し、コスト削減等を図ることができる。	・固定資産税の納付手続き等に係る事務負担は過重であるが、納付手続き等の電子化することによって、大量に資産を所有するものの事務負担が軽減されるとともに、地方自治体の適正な納税事務に協力することが出来る。	

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他		管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
地方税法 第145条第1項	自動車税の賦課については、主たる 定置場所在の都道府県又は市町村に おいてその所有者に課するものとさ れている。	e	-	ナンバープレートの表記については、 国土交通省の所管であり、当省として 判断はできない。 （なお、自動車税は主たる定置場所在 の都道府県においてその所有者に課 するものとされていることから、実務 上、道路運送車両法6条の自動車登 録ファイルに登録された使用の本拠 の位置をもって主たる定置場としてお り、都道府県の課税実務に影響を及 ばさないよう配慮が必要。）		26	20400020	総務省	自動車の使用の本拠の位置の変更に 伴う登録番号（ナンバープレート）の変更に ついて」	5039	50390051	11	社団法人 リース事業協会	51	自動車の使用の本拠の位置の変更に 伴う登録番号（ナンバープレート）の変更に ついて」	現状、車輛の使用者の変更が無いにもか かわらず、使用の本拠の位置が（異なる 自動車検査登録所間の）移転変更になっ た場合、自動車登録番号が変更となる。 かかる場合、自動車登録番号の変更な く、車検証の「住所」、「使用の本拠位置 の表記のみの変更で済むよう要望する。	・ナンバープレートを変更する必要は無く なる・使用者、リース会社の車輛管理が 省力化される。・ナンバープレートを変更 することによっての移転登録をしないこと を防止できる。・自動車保険（任意保険） その他の変更手続きが省略される。	おそらく現行のルールは自動車税徴収の 利便に益するものと推測するが、電子化 された行政においては他県ナンバーでも、 税の徴収は「車台番号」と「使用の本拠 の位置」または「使用者の住所」を把握す ることにより図取は可能と思われる。現 に、自動車運転免許証の免許証番号は、 免許取得した県のコードが表記されてい るにもかかわらず、他県に移転しても、免 許証番号に変更は無い。その場合、住所 地管轄の公安委員会より、更新の案内が 来る。また、住所地管轄の公安委員会より 更新された免許証が交付されるとの事例 がある。	
地方税法 第145条第1項	自動車税の賦課については、主たる 定置場所在の都道府県又は市町村に おいてその所有者に課するものとさ れている。	e	-	ナンバープレートの表記については、 国土交通省の所管であり、当省として 判断はできない。 （なお、自動車税は主たる定置場所在 の都道府県においてその所有者に課 するものとされていることから、実務 上、道路運送車両法6条の自動車登 録ファイルに登録された使用の本拠 の位置をもって主たる定置場としてお り、都道府県の課税実務に影響を及 ばさないよう配慮が必要。）		27	20400020	総務省	自動車の使用の本拠の位置の変更に 伴う登録番号（ナンバープレート）の変更に ついて」	5040	50400035	11	オリックス	35	自動車の使用の本拠の位置の変更に 伴う登録番号（ナンバープレート）の変更に ついて」	現状、車輛の使用者の変更が無いにもか かわらず、使用の本拠の位置が（異なる 自動車検査登録所間の）移転変更になっ た場合、自動車登録番号が変更となる。 かかる場合、自動車登録番号の変更な く、車検証の「住所」、「使用の本拠位置 の表記のみの変更で済むよう要望する。	・ナンバープレートを変更する必要は無く なる・使用者、リース会社の車輛管理が 省力化される。・ナンバープレートを変更 することによっての移転登録をしないこと を防止できる。・自動車保険（任意保険） その他の変更手続きが省略される。・ナン バープレートの番号割り当ての速度が多 少なりとも遅くなる。などの効果があると 思われる。	おそらく現行のルールは自動車税徴収の 利便に益するものと推測するが、電子化 された行政においては他県ナンバーでも、 税の徴収は「車台番号」と「使用の本拠 の位置」または「使用者の住所」を把握す ることにより図取は可能と思われる。現 に、自動車運転免許証の免許証番号は、 免許取得した県のコードが表記されてい るにもかかわらず、他県に移転しても、免 許証番号に変更は無い。その場合、住所 地管轄の公安委員会より、更新の案内が 来る。また、住所地管轄の公安委員会より 更新された免許証が交付されるとの事例 がある。	

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他		管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
特定電子メールの 送信の適正化等に 関する法律第4条	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条第2号で定義されている「特定電子メール」は、個人に対して送信される広告・宣伝メールを対象としているが、「事業のために電子メールの受信をする場合における個人」に対して送信される広告・宣伝メールは対象としていない。 なお、同法第4条において、特定電子メールの受信をした者が、特定電子メールの送信をしないように求める旨を当該送信者に対して通知した場合は、これに反して、特定電子メールの送信をしてはならないことが規定されている。	d	-	従業員が会社の業務のために使用しているメールアドレスに広告・宣伝メールを受信する場合、当該従業員は、当該会社の機関として当該メールを受信していることになり、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条第2号で定義する「特定電子メール」には当たらない。 したがって、事業者が、その従業員に対して、あるいはその株式の過半数を保有する会社の従業員に対して、さらには株式保有関係のない他の事業者に対して広告・宣伝メールを送信する場合のいずれの場合も、従業員が会社の業務のために使用しているメールアドレスに広告・宣伝メールを受信する場合であれば、本法第4条は適用されない。 なお、従業員が業務としてではなく個人として利用するメールアドレスに対し、事業者が、広告・宣伝メールを送信する場合は、「特定電子メール」に該当することとなり、本法第4条の対象となる。	-	28	20400021	総務省	電子メールによる広告規制について	5039	50390057	11	社団法人 リース事業協会	57	電子メールによる広告規制について	電子メールによる広告規制については、「事業者がその従業員に対して行なう販売又は役務の提供」に加えて「事業者がその株式の過半数を保有する会社の従業員に対して行なう販売又は役務の提供」も適用除外とすることを要望する。	事業者の効率性の向上	グループ会社の従業員に対して、事業所に設置された従業員用のパソコンのアドレスに広告を送信する場合、広告の提供を希望しない旨の意思表示を受けているグループ会社の従業員を除外して、広告を送信することは非効率な作業となる。一方で、除外せずに一斉送信したとしても、グループ会社の従業員にとって損害に繋がることは考え難い。昨年、同要望に対して経済産業省から「事業者とその株式の過半数を保有する会社の従業員との関係は、内部自治の問題であるとは言えず、特定商取引に関する法律の適用除外とすることは困難である。」との回答が示された。また、総務省から、「今回の要望にある広告の提供を希望しない旨の意思表示をしているグループ会社の従業員に対しても、あらかじめ同意を得れば広告メールを送信することは何ら問題がないものと考えるが、受信を拒否している者に対する送信を、認めることはできない」との回答が示された。特定商取引に関する法律について、株式の過半数を保有する会社を子会社として内部自治の問題の範疇と考えることは可能と思われる。	
特定電子メールの 送信の適正化等に 関する法律第4条	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条第2号で定義されている「特定電子メール」は、個人に対して送信される広告・宣伝メールを対象としているが、「事業のために電子メールの受信をする場合における個人」に対して送信される広告・宣伝メールは対象としていない。 なお、同法第4条において、特定電子メールの受信をした者が、特定電子メールの送信をしないように求める旨を当該送信者に対して通知した場合は、これに反して、特定電子メールの送信をしてはならないことが規定されている。	d	-	従業員が会社の業務のために使用しているメールアドレスに広告・宣伝メールを受信する場合、当該従業員は、当該会社の機関として当該メールを受信していることになり、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条第2号で定義する「特定電子メール」には当たらない。 したがって、事業者が、その従業員に対して、あるいはその株式の過半数を保有する会社の従業員に対して、さらには株式保有関係のない他の事業者に対して広告・宣伝メールを送信する場合のいずれの場合も、従業員が会社の業務のために使用しているメールアドレスに広告・宣伝メールを受信する場合であれば、本法第4条は適用されない。 なお、従業員が業務としてではなく個人として利用するメールアドレスに対し、事業者が、広告・宣伝メールを送信する場合は、「特定電子メール」に該当することとなり、本法第4条の対象となる。	-	29	20400021	総務省	電子メールによる広告規制について	5040	50400030	11	オリックス	30	電子メールによる広告規制について	電子メールによる広告規制については、「事業者がその従業員に対して行なう販売又は役務の提供」に加えて「事業者がその株式の過半数を保有する会社の従業員に対して行なう販売又は役務の提供」も適用除外とすることを要望する。	事業者の効率性の向上	グループ会社の従業員に対して、事業所に設置された従業員用のパソコンのアドレスに広告を送信する場合、広告の提供を希望しない旨の意思表示を受けているグループ会社の従業員を除外して、広告を送信することは非効率な作業となる。一方で、除外せずに一斉送信したとしても、グループ会社の従業員にとって損害に繋がることは考え難い。昨年、同要望に対して経済産業省から「事業者とその株式の過半数を保有する会社の従業員との関係は、内部自治の問題であるとは言えず、特定商取引に関する法律の適用除外とすることは困難である。」との回答が示された。また、総務省から、「今回の要望にある広告の提供を希望しない旨の意思表示をしているグループ会社の従業員に対しても、あらかじめ同意を得れば広告メールを送信することは何ら問題がないものと考えるが、受信を拒否している者に対する送信を、認めることはできない」との回答が示された。特定商取引に関する法律について、株式の過半数を保有する会社を子会社として内部自治の問題の範疇と考えることは可能と思われる。	

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他		管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
地方自治法234条の3	普通地方公共団体は、債務負担行為によることなく、翌年度以降にわたって電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約を締結することができる。	b		構造改革特区の第3次提案等に対する当省の回答の中で、「現在、長期継続契約の対象としているのは電気等の供給や電気通信役務の提供を受ける契約等であるが、OA機器のリース契約についても長期継続契約の対象とするよう措置する。」と表明しており、その具体的な対象範囲においては、現在検討を進めているところ。		30	20400022	総務省	公的機関向け等のリース契約の長期継続契約	5040	50400020	11	オリックス	20	公的機関向け等のリース契約の長期継続契約	OA機器等の物品、自動車の賃貸借についても、中央省庁・地方公共団体の双方において、現行の地方自治法の不動産の賃貸借契約同様の措置を講ずるべきである。	各省庁においてリース取引の導入が促進されることで、調達方法の多様化が図れる。	現在、各省庁が機器を導入するに際しては、その機器を複数年度にわたって使用することが明白である場合においても、予算による毎年度継続費の引当として扱わずに、単年度リース契約を更新することによって対応している。これは、予算が手続上の継続を体えに取組んでいることが主たる理由と考えられる。上記の単年度リース契約については、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かは、リース会社の判断であるが、現行の制度が、複数年度にわたるリース契約の利用を妨げ、実質的に、単年度リース契約の締結によるリース会社のリスク負担を強めている。昨年、同要請に対して総務省から「現在、長期継続契約の対象としているのは電気等の供給や電気通信役務の提供を受ける契約等であるが、OA機器のリース契約についても長期継続契約の対象とするよう措置する。」との回答が示された。また、財務省から「事務機器等のリース契約については、契約の期間及び債務の額があらかじめ確定できるなど、毎年度継続費の引当を設定することにより対応できる場合もあることから、前に示している、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合とは異なして複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、単年度契約を繰り返すという態様を見直す観点からも、毎年度継続費の引当を設定して複数年度にわたる賃貸借契約を締結することとし、この継続継続を踏まえて、さらに必要がある場合には、制度の見直しが可能かどうかについての検討をする。」との回答が示された。措置の状況、適用の状況を示して頂きたい。	
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）第4条	1 プロバイダ責任制限法第4条においては、開示関係役務提供者が同条第1項の開示請求に応じないことにより生じた損害については、自己が発信者である場合を除き、故意又は重大な過失がある場合でなければ、損害賠償責任を負わない旨の免責規定が設けられている（第4項）。 2 同法では、開示関係役務提供者が、侵害情報の流通により当該開示を請求する者の権利が侵害されたことが明らかであるか否か、当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるか否かの各点についての判断を行うものとされている。	c		C 第一次的な判断機関として第三者機関を設けることについては、当該機関が行った発信者情報の開示相当という判断に基づき開示関係役務提供者が発信者情報を開示した場合には、後日、訴訟において当該判断が覆されてもはや原状回復が不可能であり、実質的に、裁判所が扱うべき最終的判断を行う機関を創設する結果になるため、このような第三者機関の設置は適当でない。この点、プロバイダ責任制限法第4条第4項においては、開示関係役務提供者が裁判外の開示請求に応じなかったことよって責任を負う場合を、故意又は重大過失がある場合に制限し、開示関係役務提供者の負担を軽減している。 裁判所において、開示請求者がプロバイダ責任制限法第4条第1項第1号又は第2号の各要件を満たしているか否かについて、開示請求前に事前に判断する手続を新設することについては、当該手続、裁判所の判断の効力、判決との関係等民事訴訟法との調整も必要であり、司法制度全体に関わる問題である。		31	20400023	総務省	プロバイダ責任制限法における開示要件の裁判所等による判断制度の創設	5042	50420002	11	ソニーグループ	2	プロバイダ責任制限法における開示要件の裁判所等による判断制度の創設	開示関係役務提供者に開示請求を行う場合、開示請求者は予めプロバイダ責任制限法第4条第1項第1号乃至第2号に定める要件を満たしているかどうかの開示を裁判所等（裁判所、それに準ずる第三者機関、または既存機関を第三者機関として指定）に請求し、裁判所等で判断した決定が下され法的に担保された（または強制された）開示命令をもって開示請求者が開示関係役務提供者に対し開示請求を行うよう、法整備の検討をされたい。	第一次的な判断を裁判所等が行うことで、開示要件の判断の公正性・透明性が担保されると同時に、各々の負担も軽減され、権利侵害に関する速やかな救済に資するものとする。	プロバイダ責任制限法第4項において、開示関係役務提供者が同条第1項の開示請求に応じないことにより生じた損害については、自己が発信者である場合を除いて、原則として損害賠償責任を負わない旨の免責規定が設けられている。一方、開示関係役務提供者が開示請求に応じた場合で、その後、当該判断が誤っていたことが明らかになった場合、開示関係役務提供者は発信者に対し、損害賠償責任を負う可能性がある（免責規定なし）。現行法は、発信者情報開示に係る権利侵害の有無についての判断を、開示関係役務提供者である事業者に課している。 現状は開示請求を受ける都度、開示関係役務提供者は自らの判断で、開示請求者の権利が侵害されていることが明らかなのか、開示すべき正当な理由があるのか否かについて判断せざるを得ない。そのため免責規定を設けている法の要請から、その判断は保守的となり発信者情報を開示しないことから、結果として多くの場合、開示請求訴訟が提起されることになる。開示請求者においては訴訟を提起せざるを得ず、一方、開示関係役務提供者は常に応酬の負担を強いられる。プロバイダ責任制限法の立法趣旨の一つである、速やかな権利侵害の救済の観点からも問題である。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他		管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
電気通信事業法 第32条（電気通信 回線との接続義務）	電気通信事業者は、他の電気通信事業者から自社の電気通信回線設備への接続の請求を受けたときは、電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき、設備の設置・改修が技術的・経済的に著しく困難であるとき等を除き、これに応じなければならない。	d (制度 上要望 事項の 実現が 禁止さ れてい るわけ ではな く、実現 のため 事業者 間協議 が必要)		電気通信事業者は、他の電気通信事業者から自社の電気通信回線設備への接続の請求を受けたときは、電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき、設備の設置・改修が技術的・経済的に著しく困難であるとき等を除き、これに応じなければならない。現在の制度上、光ファイバの共同利用方式による接続が禁止されているものではなく、要望者において光ファイバの共同利用方式による接続を希望するのであれば、まずは当事者であるNTT東日本・NTT西日本との間で接続の実現のための協議を行うことが必要である。また、仮に協議が調わない場合には、電気通信事業法の規定に基づき、電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん・仲裁や総務大臣による協議開始命令・裁定といった手段を利用することが可能である。なお、特定の区間について光ファイバの空き芯線がない場合、NTT東日本・NTT西日本の専用線サービスを利用することや、当該区間を迂回する形で光ファイバ区を整備するなどの別の手段も利用可能である。		32	20400024	総務省	NTTの光ファイバーサービスの更なる向上により政府目標の全国3000万加入のブロードバンド化が益々促進されるよう、NTTの光ファイバーの利用の仕方をLine Sharing(共同利用)方式により、電話回線の光ファイバーが売りが切れる場合、複数の利用者が利用できることとする。	5053	50530001	11	ソネット株式会社	1	NTTの光ファイバーサービスの更なる向上により政府目標の全国3000万加入のブロードバンド化が益々促進されるよう、NTTの光ファイバーの利用の仕方をLine Sharing(共同利用)方式により、電話回線の光ファイバーが売りが切れる場合、複数の利用者が利用できることとする。	NTTの開示する区間中継光ファイバー情報で、光ファイバーが売りが切れていることを表示する「D」という表示があれば、この区間は、欲しい人が居てもまったく利用できず、何時利用できるよう増設されるかも判らない。このような売りが切れた区間について、NTTの光ファイバーの利用の仕方をLine Sharing(共同利用)方式により、電話回線の光ファイバーが売りが切れる場合、複数の利用者が利用できることとする。	利用したい事業者がNTTに接続申請をした場合、NTTは全ての申込を受け付ける。申込を受けた区間中継光ファイバー線が「D」の状況の場合、利用回線速度の遅いものがあるれば、その光ファイバー回線を共同利用するよう利用者に通知をする。これはNTT自体が利用する回線も差別無くその利用対象とする。必要な光ファイバの回線装置は幾つかの装置をNTTが提示して、光ファイバー利用者選択しその機材を利用者又はNTTがサービスする。NTTは回線共用利用料金を別途定める。更なる収益が得られるようにする。従来の利用者が例えば100メガで利用している場合、その利用者は10倍までの速度を新しい利用者に対して保証請求ができる。128kbpsで利用している事業者が例えば12メガの速度を新たな利用者は保証する。必要機材はNTTが提供して一般的な商業ベースの取引として保守サービスをNTTが実施する。	NTTは現在日本全国で電話回線の接続する区間中継光ファイバーを開放しています。このおかげで日本のブロードバンド化は急速に進んで来ました。この光ファイバーを売ることにより多くのブロードバンド事業者は多大な便宜を得て、日本は世界的な领先位置の仲間入りをする事が出来ました。利用の仕方は電話回線を複数に亘り接続して必要な箇所（例えばネット接続箇所）へ接続する。しかし、現状の光ファイバーの提供を隔る隔りまったサービスは不十分です。サービス提供状況で「D」の文字の付いた区間は売りが切れていることを示しています。この「D」の状態に対して、利用者はいままで接続してくれ、などの意見を言うことも出来たのですが、それは聞く必要もない。NTTの光ファイバー情報によって情報があつたり、捨てて置かれる状態が酷く、「D」の区間が増えたと指摘したい場所があつても不可成で、利用にはまったく役に立たない。光ファイバーになってしまふ、このような状況は日本のブロードバンドの進展を遅らせるものではない。政策的効果です。これを問題として推進する政府の方針に逆行するものです。NTTの株式を保有する株主として明確はしかるべき意見を語るべきであると思います。いつでもどこでも利用できる光ファイバーは現在の光技術では容易に構築できるのです。是非NTTを進める側の政策の観点からも光ファイバー回線の共同利用をできるようにNTTは義務を責任を負うべきです。	
・地方財政法第32条 ・当せん金付証券法 第4条	都道府県及び政令指定都市等は、公共事業等の費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、都道府県及び政令指定都市等の議会で議決した金額の範囲内において、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証券を発売することができる。	f		宝くじは、地方財政資金を調達し、公共事業等の公益の事業に活用することを目的とするものであり、できるだけ広く一般住民に均てん化できるよう、原則として広域的な行政主体である都道府県と指定都市にのみその発売権限を認めたもの。 宝くじの発売は、昭和20年代には都道府県等が単独で行っていたが、単独では小規模な発売額から、収益が上げられない弊害等を生じ、これを打開するため、現在は都道府県・政令指定都市が広域的に組織する協議会を設置して発売することが定着したものの、市町村が宝くじを発売することについては、上記の宝くじの発売の趣旨や歴史的な経緯も踏まえ様々な検討が行われた結果、現在は、市町村展開宝くじ(サマージャンボ、オアムジャンボ)を発売することとし、その収益を全額市町村に配分し、その収益の活用方法等についても、各県単位で市町村が自ら決定しているところ。したがって、既に市町村が宝くじを発売するのと同様の結果が得られているものの、この問題は、限られた宝くじの市場の中で都道府県と市町村との財源配分をどのように行うかという問題に帰着するものであり、現行の仕組みによって合理的な配分がなされているもの。		33	20400025	総務省	市町村に対する宝くじ販売の許可	5061	50610002	11	荒川区	2	市町村に対する宝くじ販売の許可 この販売許可を市町村が地域に応じた事業推進のために発売する宝くじに対して認める。 賞金額については、自治体規模により限度額を設ける。	宝くじの販売許可については、現在、法令により都道府県及び政令指定都市のみに認められている。 宝くじの販売許可については、現在、法令により都道府県及び政令指定都市のみに認められている。 宝くじの販売許可については、現在、法令により都道府県及び政令指定都市のみに認められている。	宝くじの販売許可については、現在、法令により都道府県及び政令指定都市のみに認められている。 宝くじの販売許可については、現在、法令により都道府県及び政令指定都市のみに認められている。 宝くじの販売許可については、現在、法令により都道府県及び政令指定都市のみに認められている。	宝くじの販売許可については、現在、法令により都道府県及び政令指定都市のみに認められている。 宝くじの販売許可については、現在、法令により都道府県及び政令指定都市のみに認められている。 宝くじの販売許可については、現在、法令により都道府県及び政令指定都市のみに認められている。	宝くじの販売許可については、現在、法令により都道府県及び政令指定都市のみに認められている。 宝くじの販売許可については、現在、法令により都道府県及び政令指定都市のみに認められている。 宝くじの販売許可については、現在、法令により都道府県及び政令指定都市のみに認められている。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他		管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
地方税法第25条、第72条の5、第73条の4、第48条、地方税法第01条の34第1項、第2項及び第3項第3号、地方税法施行令第56条の22	学校法人に対しては、収益事業を行わない法人の道府県民税、収益事業以外の所得に対する事業税、直接教育の用に供する不動産の取得に係る不動産取得税、学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人が行う収益事業以外の事業（学生又は生徒のために行う事業を除く。）及び学校教育法第102条の規定により設置された幼稚園に係る事業所税、学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産に係る固定資産税について、非課税措置を講じている。	f		単に税の減免や特別措置を求めるものである。		34	20400026	総務省	株式会社大学に対する税制上の優遇措置の適用	5064	50640007	11	株式会社東京リーガルマインド	7	株式会社大学に対する税制上の優遇措置の適用	学校法人に対して認められている税制上の優遇措置を株式会社大学にも適用すること	消費者主義に基づく株式会社大学を設立し、地域や学生のニーズに的確に応えた教育サービスの提供を実現する。	規制の特例措置により株式会社による大学設置という主体要件が緩和されたが、学校法人と学校設置会社の間の競争条件の同一化が図られていないため、教育内容そのものによる消費者の自由な選択、多様な教育主体間の競争が実現されていない。もっとも、現行の私学助成制度は、財政的なメリットが少なくにも関わりず、行政の強い関与を受け、大学の個性や自主性を脅かすものであるから、学校設置会社にこれを適用することには反対する。その代わり、学校設置会社も同じ公益的・公共的な教育事業を行うものであるから、学校法人と同様の税制上の優遇措置を認めることを提案する。	添付資料： 株式会社大学に対する規制の緩和にかかる要望書
地方自治法第244条の2第3項	普通地方公共団体は、「法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの」に公の施設の管理を行わせることができる。	c	—	そもそも規制は存在しない。法律では、「法人その他の団体」であれば指定管理者になることができると規定されている。 また、指定管理者の指定の手続については、地域の実情、対象となる施設の状況等を踏まえ、条例により地方公共団体が自主的に定めるものである。指定管理者の申請にあたって資格要件を設定するか否かについても各地方公共団体で自主的に判断すべきものであり、要望のような通知を行うことは地方公共団体の自主性を拘束することにつながり、地方自治の観点から適切ではない。		35	20400027	総務省	指定管理者制度の運用の適正化	5064	50640008	11	株式会社東京リーガルマインド	8	指定管理者制度の運用の適正化	指定管理者の指定の申請にあたって、地方公共団体が条例等により社会福祉法人等特定の形態の法人に資格を限定することがないよう、総務省から各地方公共団体に向けて通知を行うこと	保育等、公共サービス分野における株式会社への積極的参入	平成15年の地方自治法改正により「指定管理者制度」が導入され、「公の施設」の管理を広く民間事業者に代行させることが可能となったが、地方公共団体において、指定管理者の申請資格を社会福祉法人等に限定する例が多くみられ、株式会社の参入が事実上不可能となっている。	添付資料： 保育分野における株式会社の参入促進にかかる提案

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他		管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
地方自治法第244条の2第9項	利用料金は、条例の定めるところにより、あらかじめ地方公共団体の承認を受けて指定管理者が定める。	c	—	現行でも、利用料金の設定については指定管理者の判断で自ら立案できる仕組みとなっており、「指定管理者が自由に利用料金を設定する」という観点からは、現行の制度で特段の支障は生じないし、と考えている。 地方公共団体の承認という手続きをとっているのは、公の施設が住民の福祉の増進に資するために地方公共団体が設置した施設であることに鑑み、指定管理者の経営努力等を重視しつつも、全面的に指定管理者の裁量に委ねるのでなく、地方公共団体の承認にからしめることが必要であると考えているからである。		36	20400028	総務省	指定管理者制度における利用料金制度の見直し	5064	50640009	11	株式会社東京リーガルマインド	9	指定管理者制度における利用料金制度の見直し	指定管理者制度において、公の施設の利用料金を、指定管理者が自由に設定できるよう、現行地方自治法第244条の2第9項を改正すること。	保育等、公共サービス分野における株式会社の積極的参入	現行の指定管理者制度は、利用料金の設定に地方公共団体の事前承認を必要としているため、住民のニーズに合わせた柔軟なサービスの提供が困難となっている。そこで、施設の利用料金については、指定管理者が原則として自由に設定できるよう、地方自治法244条の2第9項を改正することを提案する。	添付資料： 保育分野における株式会社の参入促進にかかる提案
規制改革・民間開放のための基本方針	「国及び地方公共団体の事務及び事業の民間への移管（民営化・民間譲渡・民間委託）や公共施設の管理の在り方の見直し」を、規制改革・民間開放推進のための重要課題として位置づける。	c	—	公共施設の民間移管については、地域の実情、対象となる施設の状況等を踏まえ、地方公共団体が自主的に定めるものである。移管先の申請にあたって資格要件を設定するか否かについても各地方公共団体で自主的に判断すべきものであり、要望のような通知を行うことは地方公共団体の自主性を拘束することにつながり、地方自治の観点から適切ではない。		37	20400029	総務省	公営施設の民間移管における株式会社への参入促進	5064	50640010	11	株式会社東京リーガルマインド	10	公営施設の民間移管における株式会社への参入促進	公営施設の民間移管に際して、地方公共団体が社会福祉法人等特定の形態の法人に移管先を限定することがないよう、総務省から各地方公共団体に向けて通知を行うこと	保育等、公共サービス分野における株式会社の積極的参入	地方公共団体において、公共施設・サービスの民間移管に際し、応募要件を社会福祉法人等に限定する例が多くみられ、株式会社への参入が事実上不可能となっている。	添付資料： 保育分野における株式会社の参入促進にかかる提案

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他		管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
規制改革・民間開放のための基本方針	「国及び地方公共団体の事務及び事業の民間への移管（民営化・民間譲渡・民間委託）や公共施設の管理の在り方の見直し」を、規制改革・民間開放推進のための重要課題として位置づける。	c	—	公共施設の民間移管については、地域の実情、対象となる施設の状態等を踏まえ、地方公共団体が自主的に定めるものである。移管にあたって条件を設定するか否かについても各地方公共団体で自主的に判断すべきものであり、要望のような指針を出すことは地方公共団体の自主性を拘束することにつながり、地方自治の観点から適切ではない。		38	20400030	総務省	公営施設の民間移管における株式会社の参入促進	5064	50640011	11	株式会社東京リーガルマインド	11	公営施設の民間移管における株式会社の参入促進	民間移管の際には「財産の有償譲渡・貸付」を原則とするが、株式会社に対しては財産の有償譲渡・貸付が可能となるよう条例を改正する旨、国レベルで指針を出すこと	保育等、公共サービス分野における株式会社の積極的参入	現在、多くの地方公共団体において、条例により「財産（土地・建物）の有償譲渡・貸付」を株式会社に对于してはなしえない旨の定めがなされている。このため、公営施設の民間移管において、社会福祉法人等が著しく有利な条件に立ち、株式会社が厳しい競争を強いられている。	添付資料： 保育分野における株式会社の参入促進にかかる提案
-	-	c	-	各地方公共団体の行う事務事業は多種多様であり、またその置かれている状況も様々であることから、国が一律に民間委託等に関する数値目標を導入することは困難。	-	39	20400031	総務省	株式会社への民間委託・移管に向けた数値目標の導入	5064	50640012	11	株式会社東京リーガルマインド	12	株式会社への民間委託・移管に向けた数値目標の導入	毎年最低10％は株式会社に民間委託・移管を行う等の数値目標を導入する。	保育等、公共サービス分野における株式会社の積極的参入	今後地方財政を立て直していくためには、多額の補助金を受け取り税金を免除されている社会福祉法人ではなく、株式会社への委託・移管こそ増やしていかなければならない。そのためには、より踏み込んで毎年一定割合は民間委託・移管先を株式会社になさなければならぬといった数値目標を導入すべきである。	添付資料： 保育分野における株式会社の参入促進にかかる提案

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他		管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
消防法第10条第4項 危険物の規制に関する政令	危険物の貯蔵・取扱形態に応じ、危険物の規制に関する政令において、位置、構造、設備の技術上の基準が定められている。	c		移動貯蔵タンクに危険物を注入する行為は、漏えい、火災等事故防止のための必要の対策が講じられ、所定の基準を満たした危険物一般取扱所で行わなければならない。		40	20400032	総務省	ローリー！キスミー特区	5071	50710003	11	NPO名古屋エアフロント協会 （設立準備中）事務局	3	ローリー！キスミー特区	来年2月17日に現名古屋空港の定期便は中部国際空港に一元化される。その後の空港は小型機を中心に運営されるが愛知県の新展開基本計画では現在の給油施設地帯は処分用地となり給油施設は廃止される。給油業者は販売量が激減する上にジェット燃料とAVGASの両方の施設を作らねばならず営業できるかどうかの死活問題となっている。ジェット燃料についてはエプロン内給油車にタンクローリーより直接給油が許されるなら投資が少なく運営が可能となりうる。燃料業者がいない空港は発展がありえない。	現在消防法上給油車から給油車への給油は禁止されている。空港内に限り給油車から航空機給油用の給油車に給油が許されたい。空港内はスペース広く給油する場所を限定して許されたい。	危険物の規制に関する政令27条四では引火点が40度未満の危険物を注入するときは移動タンク貯蔵所の原動機を停止させることとなっているが、現在のジェット燃料の引火点はほとんどジェット燃料油試験成績表で引火点は40度以下を確保しており空港内の場所を限定して給油車からエプロン内給油車に給油が許されたい。	1. 中日本航空整備規程：業務基準「航空タービン燃料について」2. 35 K2209航空整備規程3. 米国民間航空ガスタービン燃料規格4. 出光興産ジェット燃料油試験成績表*引火点40.0 Cはこれ1枚だけだった。業界では42-43が一般的といっている。 * 危険物の規制に関する政令
消防法第13条の23 危険物の規制に関する規則第58条の14	危険物取扱者は3年ごとに講習を受けなければならない。	c		危険物施設における火災等事故は近年増加している。しかもその原因は人的要因によるものが依然として多く、危険物取扱者はこれら事故情報等を的確に把握して取扱いにあたることが重要であり、少なくとも3年おきに講習を受けなければ十分な安全管理を行うことができない。 また、急速な科学技術の発展への対応や最新の事故事例、法令改正の講習を滞りなく受けるには少なくとも3年おきの講習が必要。		41	20400033	総務省	・危険物取扱者の保安講習受講すべき時期の変更	5074	50740001	11	知多エール・エヌ・ジー株式会社	1	・危険物取扱者の保安講習受講すべき時期の変更	・消防法第13条の23の規定に基づき、危険物取扱者の保安講習の受講すべき時期は、免状交付日または前回の講習日から3年以内となっているものを、5年以内とする。	・保安講習の目的は理解するが、情報化社会が進んでおり情報を迅速に共有化することが可能となっている。 よって、現行の受講すべき時期を3年以内から5年以内に延長しても支障ない判断される。	-	

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他		管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
電波法第38条の33、第38条の34、第38条の35 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第39条、第40条、第41条 電気通信事業法第63条、第64条、第65条 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第41条、第42条、第43条	製造業者又は輸入業者は、技術基準適合自己確認をしたときは、技術基準適合自己確認を行った特定端末機器・特別特定無線設備の種別、設計・工事設計確認の方法等、総務省令で定める事項を総務大臣へ届け出ることができる。	C		技術基準適合自己確認の届出を行った者は、その旨の表示／適合表示無線設備としての表示を端末機器／無線設備に貼付することができる制度であるが、届け出られた情報は、技術基準不適合機器が確認された場合に、消費者保護の観点から当該機器の製造業者、機種等を迅速に特定するために必要であることから、届出を行った者の名称、機器の種別及び主な諸元、並びに検証結果の概要等、必要最小限の情報を求めているものである。 また、消費者保護の観点から、自己確認を行った事実に関する情報を国が消費者に提供することにより、消費者が安心して端末機器／無線設備を利用できる環境の維持を確保するものである。 なお、届出書が到達したら、記載事項について、所要の確認を行っている。		43	20400035	総務省	電気通信機器の技術基準適合自己確認制度の改善	5078	50780024	11	(社)日本経済団体連合会	24	電気通信機器の技術基準適合自己確認制度の改善	届出を廃止すべきである。		総務省「端末機器及び特定無線設備の基準認証制度に関する研究会」報告書（平成14年12月16日）では、無線局の煩雑な免許手続等の適用の可否の判断や電気通信機器に異常があった際の当該機器の製造業者等の特定などにあたって届出（ファイリング）情報が必要としている。しかしながら、届出を不要としても例えば、特定無線設備の中で免許申請が必要なものの場合は免許申請時に技術基準適合手続を経たか否かを確認すること、また、不適合機器等から製造業者等を特定すること、などは可能であると考えられる。 届出により手続き上の手間が多くなる。また、総務省は届出により必要な情報を把握の必要があるとするが、現実には届出の様式のチェックだけで、技術的なデータはチェックされていないことが多い。届出を廃止したとしても、何らかの問題が生じた場合、現品確認で現制度で求めている機能または必要情報は確保できる。	端末機器のうち、電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に著しく妨害を与える恐れが少ないものとして総務省令で定める特定端末機器については、その設計が技術基準に適合することを製造業者等が自ら確認することができる。当該製造業者等は設計に合致することの確認方法等を総務大臣に届け出ることができる。その確認方法に従い検査を行い、総務省令で定める検査記録を作成し、保存する義務を履行したときは、総務省令で定める表示を付することができる。
電波法第38条の25、第38条の34 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第35条、第40条 電気通信事業法第57条、第64条 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第37条、第42条	認証取扱業者は、その取り扱う端末機器・特定無線設備が、設計・工事設計に合致することを、それぞれ設計認証・工事設計認証を受けた確認の方法に基づき検査し、その検査記録を保存しなければならない。	C		技術基準不適合機器が発生した場合には、消費者保護の観点から、認証取扱業者に対し、総務大臣は技術基準不適合機器の市場からの回収等の妨害防止命令／妨害等防止命令を発動することができることとなっている。 これらを発動するためには、認証取扱業者への立入検査等を行い、迅速に原因を究明する必要があるが、認証取扱業者において個々の製品の検査記録が保存されていない場合は、迅速な原因究明が不可能となり、消費者が安心して端末機器／無線設備を利用できる環境の維持に影響を及ぼすことから、認証取扱業者に責任を持って個々の製品の検査記録を作成・保存を求めているものである。 なお、検査記録は、電磁的記録による作成・保存も可能としている。		44	20400036	総務省	電気通信機器の技術基準適合認証に係る検査記録の作成・保存義務の撤廃	5078	50780025	11	(社)日本経済団体連合会	25	電気通信機器の技術基準適合認証に係る検査記録の作成・保存義務の撤廃	技術基準適合認証に係る検査記録の作成・保存義務を撤廃すべきである。		自己確認制度の下で企業は全ての責任を負っているにもかかわらず、電気通信事業法及び電波法の改正により左記のような義務が新たに課せられたため、企業による柔軟な対応を阻害し、製品コストの上昇を招く要因となっている。 よって、技術基準適合認証に係る検査記録の作成・保存義務を撤廃すべきである。	

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他		管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
電気通信事業法第52条 電気通信事業法第69条	端末設備の利用者が、その端末設備を電気通信事業者の設備に接続するには、当該電気通信事業者の接続の検査を受けた後、接続し使用することが原則である。ただし、その端末設備が、当該電気通信事業者が総務大臣の認可を受けて定める技術的条件に適合している場合は、接続の検査を行うことなく、利用者は接続し、使用することができる。	d	ー	技術的条件の認可は、電気通信事業者の申請を受け、当該電気通信事業者設備を損傷防止等の観点から審査し、判断するものであるが、認可申請するかどうかは電気通信事業者の任意である。従って、電気通信事業者が、「既存の技術基準で担保できない条件については、民間の任意規格に委ね」といとの観点から、技術的条件としての認可は不要と判断し、申請を行わないことも制度上は可能。その場合、端末設備を接続する際、当該電気通信事業者による接続の検査が必要となる。		45	20400037	総務省	端末設備の接続の技術的条件の廃止	5078	50780027	11	(社)日本経済団体連合会	27	端末設備の接続の技術的条件の廃止	技術的条件を廃止し、既存の技術基準で担保できない条件については、民間の任意規格に委ねるべきである。		民間の任意規格に委ねることによって、端末設備の円滑な接続が可能となる。総務省は技術的条件と技術基準には異なる存在意義があるとしている。しかし、電気通信事業法は民間の公正を保つために技術基準を設けており、技術的条件は通信事業者が接続に同意すれば十分である。	
電波法第6条	無線局の免許を受けるにあたり、無線局の開設の目的が放送業務を行うことである場合、割当てられた周波数を用いて放送業務以外の無線通信業務を行うことはできない（ＣＳ放送（東経110度ＣＳデジタル放送を除く。）を除く）。	c		周波数は国際的にその特性に応じて割当てられているところであり、その特性に応じて利用目的を定め、計画的に利用することが必要である。そのうち放送業務を行うことを目的として割当てられている周波数は特に希少であることから、基本的に常時当該目的で利用可能とすべきである。また、周波数の利用に際し、放送業務を含む種々の業務に割り当てられる周波数は、電波法等の規定に基づき、電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定められている。放送波を放送局から借り受けることは、限られた資源である周波数を有効に活用する当該規定の趣旨を損なうものであり、認められない。 なお、地上テレビジョン放送については、デジタル化によって周波数の効率的な利用が可能となることから、2011年に既に予定されているアナログとのサイマル放送終了後、一部の周波数については新規の周波数需要へ割り当てることが可能となり、電波の有効利用を図ることができる。		46	20400038	総務省	周波数の利用目的の緩和	5078	50780029	11	(社)日本経済団体連合会	29	周波数の利用目的の緩和	周波数の利用目的の緩和し、周波数を通信・放送いずれの用途でも利用できるようにすべきである。 特に、放送波を放送局から借り受け、放送波の特徴を生かした多様なサービスを提供できるよう、放送と通信の区分の見直しも含め、関連法規の改訂を行なうべきである。	（要望理由の続き） 放送が有している緊急対応等の社会的役割に十分配慮しつつも、通信・放送を総合的にとらえる事により、使用時間帯等の利用方法を個別に話し合い、新たなサービスを実現することが可能となる。 例えば、放送波を利用して、移動体への情報の大容量配信サービスを行うことで、安価で多様なサービスの創出やビジネスへの活用が可能となり、国民にとって電波の有効利用を図ることができる。	限られた資源である周波数が有効に活用することは重要であり、デジタル化などによって生じる放送波の空帯域を利用し、通信サービスなどの利用目的に活用することが、国民の便益をより一層高めることになる。 総務省は、通信と放送の両つ役割が別であることを前提にしており、放送は瞬時に広範囲に情報を伝送できる即時性をもち、映像や音声により直接受信者に強い印象を与え、大きな社会的影響力を持つとしている。 しかし、通信もインターネット放送の普及や、通信と放送の伝送路共用に係る規制の合理化を図った制度（電気通信役務利用放送法）などにより、前述の放送と同様な社会的影響力を有しつつあり、明らかに通信と放送の垣根は低くなってきている。 そうした中で、放送サービスと電気通信事業による通信サービスとは、通信の相手方が不特定多数かどうかで切り分けられているが、この事が放送波を利用した安価で多様なサービスを提供する機会を狭めている。	

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他		管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
地方自治法第237条第3項 第238条の5第2項	地方公共団体の財産は、一定の場合において普通財産である土地のみを信託することができる。	c	—	地方公共団体の債権は、住民からの税金等を原資とするものであり、法律上特別に認められた方法、手続によって安全かつ確実に管理し、回収を図る必要があること、信託を行うと一時的にであれ信託財産の所有権が受託者に移転することから、その場合の法律上の問題点、社会に与える影響等を慎重に検討する必要があることから、具体的な方策、実施時期等を示すことはできない。		47	20400039	総務省	地方公共団体の保有する金銭債権の信託を可能とすること	5078	50780031	11	(社)日本経済団体連合会	31	地方公共団体の保有する金銭債権の信託を可能とすること	金銭債権の信託を可能とするよう速やかに検討を開始し、平成16年度までに結論を得るべきである。		投資家の投資対象商品の選択肢が拡大するとともに、地方公共団体において国に依存しない独自の資金調達手段を拡充することは、国の財政負担の軽減に寄与する。	地方公共団体は、「普通財産である土地（その土地の定着物を含む）」以外を信託できない。
地方自治法第237条第3項 第238条の5第2項	地方公共団体の財産は、一定の場合において普通財産である土地のみを信託することができる。	c	—	地方公共団体の財産は、住民からの税金等を原資とするものであり、法律上特別に認められた方法、手続によって安全かつ確実に管理する必要があること、信託を行うと一時的にであれ、信託財産の所有権が受託者に移転することから、その場合の法律上の問題点、社会に与える影響等を慎重に検討する必要がある。		48	20400039	総務省	地方公共団体の保有する財産について流動化、証券化を目的とした信託を可能とすること	5084	50840001	11	社団法人 信託協会	1	地方公共団体の保有する財産について流動化、証券化を目的とした信託を可能とすること	・ 地方公共団体が有する財産は、行政財産、普通財産、物品及び債権並びに基金に分けられるが、地方自治法により、普通財産以外を信託することは認められていない。 ・ また、普通財産の信託についても、地方公共団体自身が受益者となる場合しか認められておらず、また、地方公共団体は公用又は公共用に供するために必要が生じたときは信託期間中であっても信託契約を解除できるものとされている。 ・ したがって、地方公共団体が有する財産のうち、普通財産以外の財産についても信託を可能とすること、及び、その場合に（普通財産の信託も含めて）流動化、証券化が可能となるような法的手当てをあわせて行うことを要望するもの。		・ 地方公共団体においても、資金調達の多様化のニーズは高まってきているところ、流動化、証券化を目的とした信託の認定が可能となることにより、当該ニーズを充足することが可能となる。 ・ 地方公共団体の資金調達手段の多様化が図られることは、地方の自主的な財政運営に資するものであり、また、地方分権の推進という国家施策にも合致するものである。 ・ なお、地方公共団体が有する財産を流動化、証券化のために信託することは、地方公共団体にとって当該財産に係るリスクを解放するために行うものであり、地方公共団体の健全な財政運営にも資するものである。	

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他		管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
地方自治法第2条第4項・都市計画法第15条第3項	都市計画法第15条第3項において、市町村が定める都市計画は、議会の議決を経て定められた地方自治法第4条第3項の基本構想に即さなければならぬとされている。	d		地方自治法第2条第4項に基づく基本構想については、市町村の将来の振興発展を展望し、これに立脚した長期にわたる市町村の経営の根幹となる構想である。 また、各個別法において、福祉やまちづくりに関する計画があるが、これらの計画の策定にあたっては、地方自治法に基づく基本構想に即することされており、このことにより市町村が主体的かつ総合的・統一に対応することが可能となっている。 一般的には、地方自治法の基本構想において、個別事業が位置づけられていくても、当該事業が基本構想の趣旨に沿ったものであれば、基本構想を変更することなく、地域の実情に応じて柔軟に対応することが可能である。 いずれにしても、提案主体が進めている計画の実現については、市町村の将来のまちづくりと深く関連する事項であることから、市町村と十分に協議する必要があるものと考える。		49	20400040	総務省	総合振興整備計画基本構想と都市計画法における整合問題についての規制緩和	5080	50800001	11	株式会社ABCCオフィス	1	総合振興整備計画基本構想と都市計画法における整合問題についての規制緩和	都市計画法における開発許可において同法運用指針に定める総合振興整備計画基本構想との整合について具体的な運用指針に対し総合振興整備計画基本構想は総論的な意味合いから具体的な案件について位置付けがなされていないことから個別案件に対し立地検討の特別（地域振興策もしくはIT関連産業立地など）をもうけてほしい	総合振興整備計画基本構想に位置付けされていない産業立地について乱開発を防止する措置を講じた上で地域振興に寄与すると判断される案件について特例規定を盛り込む	平成12年、14年の都市計画法の一部改正をうけ、平成16年6月に地域振興目的を含めた規制緩和措置的改正があり、各自治体では有益な条例を制定し、また特区制度の活用により地域再生策が有効に施行されている行政も存在する。一方何もする意思なく具体的方策もない地方自治体も目立つ。その様な自治体に対し企業及び起業者とそこに従事する従業員は企業存続と解雇の不安におびえている。統廃合及び著しい地域振興策をもって立地を希望する起業者に対し断りの口実を取り除き雇用と企業の存続及び飛躍の場を確保してほしい。	
地方自治法第2条第4項・農業振興地域の整備に関する法律第10条第2項	農業振興地域の整備に関する法律第10条第2項において、市町村の定める農業振興地域整備計画は、議会の議決を経て定められた地方自治法上の基本構想に即するものでなければならぬとされている。	d		地方自治法第2条第4項に基づく基本構想については、市町村の将来の振興発展を展望し、これに立脚した長期にわたる市町村の経営の根幹となる構想である。 また、各個別法において、福祉やまちづくりに関する計画があるが、これらの計画の策定にあたっては、地方自治法に基づく基本構想に即することされており、このことにより市町村が主体的かつ総合的・統一に対応することが可能となっている。 一般的には、地方自治法の基本構想において、個別事業が位置づけられていくても、当該事業が基本構想の趣旨に沿ったものであれば、基本構想を変更することなく、地域の実情に応じて柔軟に対応することが可能である。 いずれにしても、提案主体が進めている計画の実現については、市町村の将来のまちづくりと深く関連する事項であることから、市町村と十分に協議する必要があるものと考える。		50	20400041	総務省	総合振興整備計画基本構想と農地法及び関連法規における整合問題についての規制緩和	5080	50800002	11	株式会社ABCCオフィス	2	総合振興整備計画基本構想と農地法及び関連法規における整合問題についての規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第5条に規定する計画変更の方針について同法第13条第3項に定める変更手続きにおいて総合振興整備計画基本構想との整合について1に同じく特例を設けてほしい	総合振興整備計画基本構想に位置付けされていない産業立地について乱開発を防止する措置を講じた上で地域振興に寄与すると判断される案件について特例規定を盛り込む	平成12年、14年の都市計画法の一部改正をうけ、平成16年6月に地域振興目的を含めた規制緩和措置的改正があり、各自治体では有益な条例を制定し、また特区制度の活用により地域再生策が有効に施行されている行政も存在する。一方何もする意思なく具体的方策もない地方自治体も目立つ。その様な自治体に対し企業及び起業者とそこに従事する従業員は企業存続と解雇の不安におびえている。統廃合及び著しい地域振興策をもって立地を希望する起業者に対し断りの口実を取り除き雇用と企業の存続及び飛躍の場を確保してほしい。	

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他		管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
地方自治法第1条 の2第2項	国は、国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な事項に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。	e	—	地方自治法第1条の2の2は、国と地方公共団体の役割分担のあり方と地方公共団体の自主性及び自立性の発揮に關し、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、国として遵守しなければならない事項について規定したものであり、規制は存在せず、当該要望は検討要請事項の対象とはなり得ない。		51	20400042	総務省	市町村合併をひかえた市町村に対する市制施行の徹底に関する要望	5080	50800003	11	株式会社ABCCオフィス	3	市町村合併をひかえた市町村に対する市制施行の徹底に関する要望	市町村合併を理由に市制施行の停滞がなく相談その他の市民生活に弊害が発生しないよう現在存在する地方自治体に対して存続する限り自主性及自立性が発揮されるよう指導徹底をしてほしい	総務省より存続する限り各自治体に対し地方自治法第1条の2の2に定める自主自立の徹底	開発許可の相談及び市民からの福祉に対する要望まで各事務施策に踏みやる気なさと停滞とが存在し弊害が生じている	
地方公営企業法	単独事業として行われる安全対策事業の事業費の4分の1については、一般会計からの出資を認めているところ。	f		御提案の内容は、新たな財政制度の創設・拡充を求めるものであり、規制改革の対象とはならないものである。	総務省関連としては、要望理由中、「（または、防災対策事業で借入した企業債の、交付税措置等による財政措置を行う）」について回答するもの。	52	20400043	総務省	水道事業の定義、及び交付税措置について	5090	50900002	11	高知県 大方町	2	水道事業の定義、及び交付税措置について	水道法第3条に規定されている「簡易水道事業」「上水道事業」の定義（給水人口）、及び企業債交付税措置の見直しを行い、上水道小規模事業体の経営安定を図る。	「給水人口」及び「企業債交付税措置」の見直しを行い、上水道小規模事業体の経営安定を図る。	「上水道事業」と「簡易水道事業」の違いは、給水人口（5千人以上）で判断される。 「上水道事業」の場合は、資本費（単価）により補助事業の採択が判断されるため、小規模事業体でも単独で整備を行っている場合が多い。 近い将来に予想されている「東南海地震」への防災対策について、「国庫補助事業の採択基準」は緩和されているが、「企業債」については「上水道債」が適用されるため、予算処置が厳しい状況である。 そのためには、「上水道事業」の「給水人口」の見直しおこなうことにより、小規模上水道事業体を「簡易水道事業」として「国庫補助事業」導入を柔軟に対応できるようにする。（または、防災対策事業で借入した企業債の、交付税措置等による財政措置を行う）	

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他		管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
補助金等適正化法	-	-	-	制度を所管しているのは財務省であるので回答する立場にない	-	55	20400046	総務省	補助金適正化法の運用の一元化	5094	50940005	11	和歌山県	5	補助金適正化法の運用の一元化	補助金適正化法に基づく処分制限期間については、各府省庁が別途政令で制定するのではなく、財務省令にて、処分制限期間の統一（一本化）を図り、既存の政令は各府省庁において廃止されたい。		・補助金適正化法第22条に基づく財産処分制限期間は、各府省庁の政令により別定定めるとされており、現状では、各府省庁の政令を定める時期によりばらつきが見られ、さらに改正後の併し書きには、財務省令に連動した処分制限期間ではなく、改正後に取得した財産にのみ適用が受けられるように政令で告示されている。国の補助金を活用し、整備したものの（例 鉄筋コンクリート）や購入したもの（パソコン・サーバ）が同じであるにもかかわらず、補助金の種類によって異なる処分制限期間となっている。	
地方税法第700条の22の2、22の3等	元炭素業者等が軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造するとき、その他軽油を製造するときは、製造を行う場所の所在地の都道府県知事の承認を受けなければならない。都道府県知事は、軽油引取税の取崩り又は保全上特に必要があると認めるときを除き、同項の承認を与える。 都道府県知事の承認を受けないで上記の製造を行った者等は、5年以下の懲役若しくは500万円以下（法人：3億円以下）の罰金に処し、又はこれを併科する。当該犯罪に係る炭化水素油について、情を知ってこれを運搬等した者は、2年以下の懲役若しくは200万円以下（法人：1億円以下）の罰金に処し、又はこれを併科する。	d	-	軽油に軽油以外の炭化水素油を混和するなどして軽油を製造することは脱税目的以外にも行われており、また、軽油引取税は軽油の流通段階で課税されることから、製造段階で脱税目的の軽油かどうか判断することは困難。 なお、平成16年度地方税制改正において、軽油引取税について、脱税初の罰金刑及び製造承認義務違反の罰則の大幅な引上げ、不正軽油等譲受罪（購入者罰則）の創設、法人重料等といった罰則の強化等を行ったところ。 特に、改正前は混和の場合にのみ都道府県知事の承認が必要とされていたが、広く軽油を製造する場合に承認を必要とする改正を行ったところ。軽油引取税の取崩り又は保全上特に必要がある場合は承認を与えないこととしており、仮に承認を受けないで製造した場合には直ちに罰則の対象となることから、実効的な不正軽油防止対策が可能となるもの。 これらの改正により、脱税の防止について相当程度効果があるものと期待。		56	20400047	総務省	不正軽油対策	5095	50950017	11	東京都	17	不正軽油対策	不正軽油による環境悪化を防止するとともに、流通形態の多様化に伴う脱税、滞納などの問題に対処するため、不正軽油の製造を禁止するなど、抜本的な対策を早急に講ずること。		・平成16年度の廃棄物処理法の改正では硫酸ビッチの保管基準等の強化等がなされ、平成16年度の地方税改正では、軽油引取税の脱税にかかる罰則の引き上げ及び不正軽油の譲受に関する罰則の創設等が盛り込まれた。 ・しかし現行法では不正軽油を製造する行為や硫酸ビッチの不法投棄を根絶することは極めて困難である。	

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他		管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
地方財政法第5条第5号	地方財政法第5条第5号において、公共的団体等が設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費については、地方債をもってその財源とすることができる。	d		地方財政法第5条第5号において、公共的団体等が設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費については、地方債をもってその財源とすることができることとされている（これは、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）における、地方財政法の改正により明確化が図られたものである。）。 学校法人が設置する大学は、この「公共的団体等が設置する公共施設」に該当するものであり、その建設事業に係る負担又は助成に要する経費は、法律上、地方債をもってその財源とすることができるものである（国立大学法人については、地方財政再建法上寄附が原則として禁止されている）。 ただし、歳出の財源を安易に地方債に求めるというような財政運営は、長期的な観点から見て適当でないことから、このような補助金債については、地方公共団体による助成の適否、地方公共団体の財政に及ぼす影響、助成対象範囲の妥当性等を考慮の上、許可を行うこととしている。		57	20400048	総務省	地方債の制限の緩和	5135	51350002	11	地方公共団体	2	地方債の制限の緩和	地方財政法第5条第5号の「公共施設」に、国立大学、及び私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する大学を含むものとする。	国立大学法人が学部学科を設置する場合、当該設置に要する費用に充てることを目的として、地方公共団体から当該法人へ地方債を財源に財政的な支援を行う。 また、学校法人が新たな大学、学部又は学科を設置する場合にも、同様な支援を行う。 これにより、地方公共団体からの財政的支援が容易になるとともに、地方公共団体にとっても、財政負担が平準化される。	学校法人の大学の設置に対して、地方公共団体から助成を行う場合、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第16条により、財源に地方債を充当できるが、この法律によらないで、地方債を充当することができるようになれば、大学の設置等が容易になり、地域の高等教育機関整備が進む。また、国立大学法人に対しては、地方公共団体からの助成が、現在認められていない。上記1の規制改革とあわせて、本規制が緩和されれば、学部学科の設置に対する地方公共団体からの支援が容易になり、地域が目指す学部学科の設置が進む。	本規制緩和については、上記の寄附金支出の制限の緩和が前提となる。
独立行政法独立行政法人通則法第47条第2号	独立行政法人の余裕金の運用先は、「銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金」と規定されており、主務大臣の指定があれば信用金庫及び信用金庫協会も余裕金の運用先になり得るものであり、一律的な差別的取扱を行うものではない。	d	-	（説明） 独立行政法人の業務上の余裕金の運用方法については、独立行政法人通則法（通則法）第47条により、「銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金」等に限定されている。 この規定は、独立行政法人が公共性の高い事業を実施していることに鑑み、安定的に業務運営を行わせる必要性から、余裕金の運用先を安全資産に限定するとともに、 具体的な運用先の範囲については、自治人の漸熟・財務の性格に応じて決められるよう、通則法で一律に列挙せず、自治人を監督している主務大臣の判断に委ねるもの考え方によるものである。 したがって、通則法の改正を行わなくても、主務大臣の指定があれば信用金庫と信用金庫連合会を独立行政法人の余裕金の運用先に加えることは可能である。 なお、御指摘のあった「政府関係機関等の余裕金の運用先の拡大」を行った際には、独立行政法人と同様に「銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金」などと規定されている特例法人についても、其所管府省は当該規定の改正を行わず、信用金庫と信用金庫連合会を追加指定することにより対応している。	-	58	20400049	総務省	独立行政法人の余裕金の運用先に係る制限緩和	5139	51390039	11	（社）全国信用金庫協会・信用中央金庫	39	独立行政法人の余裕金の運用先に係る制限緩和	独立行政法人の余裕金の運用先に「信用金庫及び信用金庫連合会」を加える。	独立行政法人の余裕金の運用先に「信用金庫及び信用金庫連合会」を加える。	独立行政法人が余裕金の運用にあたり信用金庫又は信用金庫連合会への預金を行うには、主務大臣の指定が必要とされている。また、政府関係機関等の余裕金の運用先の拡大については、「規制緩和推進3か年計画」において「信用金庫及び信用金庫連合会」を追加する旨の閣議決定がなされており、独立行政法人についても同様の規定とするよう独立行政法人通則法の改正を要望する。	